

2018年2月24日(土)～1泊2日

大船渡市の浜人と出逢う旅

独身女性限定 JR一ノ関駅10時集合

募集定員：20歳～50歳の独身女性20名 最少催行人数10名

全行程 添乗員同行 一部ガイド同行

￥5,000
宿泊 昼食2回 朝夕各1回
シングルルーム利用



大船渡市では漁師の事を浜人(はまと)と呼びます。

この浜人コンでは、海の男との交流はもちろん、

漁業体験や浜人が丹精込めて育てた海の幸をお振る舞っちゃいます。

1日目 ■ 岩手県一関市の「世嬉の一酒造」で地ビール工場を見学。

■ 猿鼻渓(げいびけい)ではこたつ舟に乗船し、舟下りとランチ。

■ 大船渡プラザホテルチェックイン (ここまで女子旅！)

■ 17:00頃 浜人と交流会



2日目 ■ 三陸鉄道「貸切レトロ列車」で星空と太平洋から昇る朝日を鑑賞＆朝食します。

■ イベント！あちこち移動して「クルーズ」「海産物の提供」etc & ランチ

■ 大船渡プラザホテルで交流会

■ 15時過ぎ頃終了！女性陣は一ノ関駅に向けて出発 16:30頃解散

裏面の旅行条件書をよくお読みになりお申込下さい。

※乗車時は必ずシートベルトを着用して下さい。※行程は予告なく変更になる場合があります。※各見学場所では係の方の指示に従って下さい。
※アレルギーをお持ちの方は予め必ずご連絡下さい。※全行程 貸切バス（開発バス）での移動となります。※防寒対策を十分にお願いします。

旅行企画・実施

岩手開発観光

岩手県大船渡市盛町字町8-19

岩手県知事登録旅行業 第2-50号

(一社) 全国旅行業協会会員



(受託販売) 申込・お問合せ (株)まるく

TEL 0191-34-8421 FAX 0191-34-8422

岩手県一関市赤荻字雲南171-2

HP: <http://t-maruku.com> Mail: info@t-maruku.com

岩手県知事登録旅行業 3-226号

国内旅行業務取扱管理者 大竹 真

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を扱う営業所での取引責任者です。

旅行実施可能範囲 一関市・登米市・住田町・平泉町・奥州市

東成瀬村・気仙沼市・栗原市・陸前高田市

お支払条件

お支払いについて。催行が決定しましたらご連絡いたしますので、旅行代金全額を5日以内にお振り込み又は現金にてお支払い願います。お振り込みの場合恐れ入りますが振込料はご負担願います。※当社が特別に認めた場合は乗車時の現金支払いも可能です。

ご旅行条件この書面は旅行法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。このご旅行は岩手開発産業㈱以下「当社」が企画・実施するものです。この旅行条件は当パンフレットに記載されている条件のほか標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

<1.旅行のお申し込み及び契約成立>

①当社所定のお申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申し込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」の一部として取扱います。②当社は、電話・郵便・ファクシミリによる予約の申し込みを受け付けします。この際、ご予約の時点では契約は成立しておらず、当社は契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。

<3.旅行代金に含まれるもの>

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費、食事代及び消費税等諸税を含んでいます。なお上記の経費はお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しいたしません。

<4.取消料>

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

ただし宿泊のみのコース及び各コースに明記がある場合は下記の表の取消料となります。

旅行代金の額	申込金(お一人様)
5,000円未満	全額
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

旅行契約の解除日	取消料
①21日目にあたる日以前の解約(自帰り旅行にあっては11日目)	無料
②20日目にあたる日以降の解約(自帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
さかのぼって ③～⑥を除く	旅行代金の30%
④7日目にあたる日以降の解約(④～⑥を除く)	旅行代金の40%
⑤旅行開始日の前の解約(⑥を除く)	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解約または無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行契約の解除日	取消料
①6日目にあたる日以前の解約	無料
日の前日 から起算して さかのぼって	取消人員14名以下の場合 ②5日目にあたる日以降の解約(③～⑥を除く) 旅行代金の20%
③3日目にあたる日以降の解約(④～⑤を除く)	取消人員15名以上の場合 旅行代金の20%
④当日の解約(⑤を除く)	旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解約または無連絡不参加	旅行代金の100%

個人情報の取扱いについて必ずお読みください

(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーング情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。

く旅行代金の変更>当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。<旅行契約内容の変更>当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において旅行契約の解除>お客様がご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。<当社による旅行契約の解除><旅行開始前>お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第11項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。<当社の責任及び免責事項>当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に對して通知があつた場合に限ります。<特別保証>当社は前項に基づき当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充當します。<お客様の責任>お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。<旅館保証>お客様の責任>お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。<旅行保証>本項の規定にかかわらず、当社がひとつつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項3に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。<その他>お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。★集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。★士・日曜日、祝日やゴールデンウィークは夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。★本項4の場合ははじめ、事故や悪天候による道路事情その他の止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地に滞在する時間による補償にも応じられません。

●この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご覧ください。●当社旅行業約款は標準旅行業約款に基づいています。●バス車内は禁煙とさせていただいているので協力をお願いいたします。

旅行企画・実施 株式会社 岩手開発産業株式会社 岩手県知事登録旅行業第2-50号 岩手県大船渡市盛町字8-19 総合旅行業取扱管理者 小畠武志 (一社) 全国旅行業協会正会員

FAX 参加申込用紙

※必須項目 『浜人コン』

FAX 0191-34-8422

FAXにてお申込の方は折り返し確認書をFAXいたしますので番号のご記入をお願い致します。また、記入がない場合はお電話でご連絡する場合があります。

①	※お名前	※ 年齢	※ TEL (当日連絡が取れる番号)
	フリガナ	歳	
※ 住 所	〒		FAX (折返し確認書をお送りします)
メール	@		

②	※お名前	※ 年齢	※ TEL (当日連絡が取れる番号)
	フリガナ	歳	
※ 住 所	〒		FAX (折返し確認書をお送りします)
メール	@		

☆参加申し込みはホームページ・メールでも受付ております☆

お申込・お問合せ

まるく『HP』 <http://t-maruku.com/>
 『Mail』 info@t-maruku.com